

# 令和6年度 集団指導

◎特定教育・保育施設◎

<運営編>

練馬区福祉部指導検査担当課  
保育サービス検査係



# 避難・消火訓練に ついて



毎月、必ず

避難・消火訓練が

必要です！

# 避難・消火訓練のポイント

- 1 避難訓練は、避難経路を使用した、園外への避難が原則です。
- 2 机上（図上）訓練は避難訓練には当たりません。  
必ず避難行動を伴う訓練を実施してください。
- 3 初期消火訓練は、消火の態勢をとる実地訓練が必要です。  
消火器具の点検は、消火訓練には含まれません。

# 避難・消火訓練の訓練記録のポイント

- 1 訓練記録は、それぞれの訓練の内容が分かるように記載してください。  
(目標、災害種別、訓練方法およびその状況、所要時間、講評等)
- 2 消火訓練の記録は、具体的に記録し次の訓練に生かせる  
よう評価反省してください。
- 3 訓練記録は、作成後は保管をしておいてください。

# 消防計画等について

- 1 時差退社計画や一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄一覧等を含む事業所防災計画を作成しなければなりません。
- 2 消防計画に基づき、出火防止・避難安全等の確認項目、消防用設備等、火気設備・器具などについて、日常的・定期的に自主点検を実施しましょう。

# 労働条件の明示について

# 新たに追加された労働条件明示事項

対象	明示の タイミング	新しく追加される 明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	<b>1 就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	<b>2 更新上限の有無と内容</b> (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由を あらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	<b>3 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件</b> +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員 等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

# 気を付けるポイント

- ▷ 就業場所や業務が完全に限定されており、就業場所や業務の変更が想定されない場合についてもその旨を変更の範囲で明確にするようにしてください。
- ▷ 無期転換申込権を行使しない旨を表明している有期契約労働者に対しても、無期転換申込機会の明示を行うようにしてください。
- ▷ 無期転換後の労働条件は、無期転換申込権が発生する契約更新のタイミングごとに書面により明示をするようにしてください。

# 育児・介護休業法の 改正について



## 令和7年4月1日から施行

- ① 子の看護休暇の見直し
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ③ 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
- ④ 育児のためのテレワーク導入
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大・・・従業員数300人超の事業者
- ⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ⑨ 介護のためのテレワーク導入

## 令和7年10月1日から施行

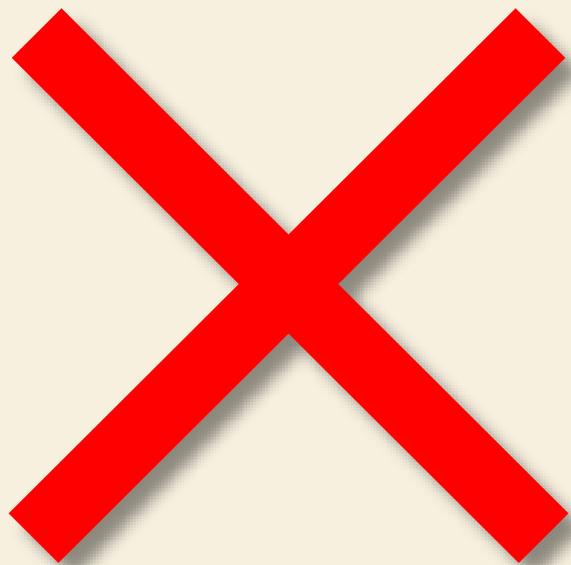
- ⑩ 柔軟な働き方を実現するための措置等
- ⑪ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

クイズタイム！



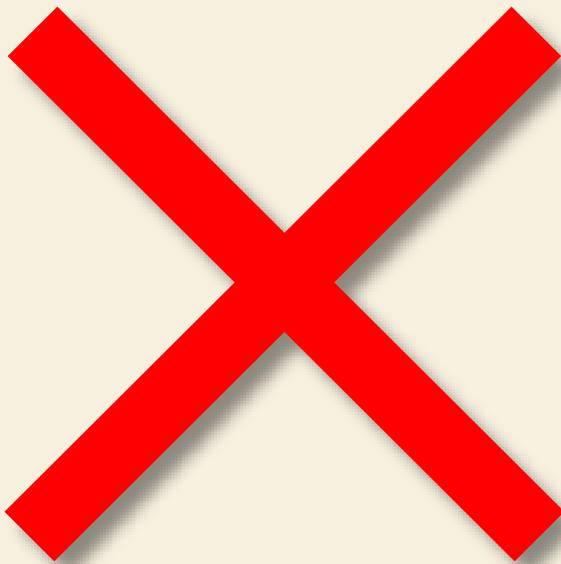
# 第1問

年度始めは、子どもたちが保育園に慣れていないため、怖がらせないように避難・消火訓練は、職員だけで行なえばよい。



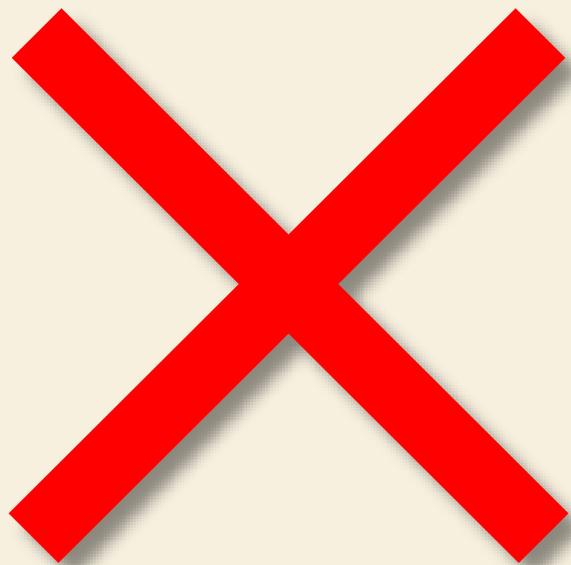
## 第2問

避難・消火訓練は、毎月実施する必要があるが、忘れてしまったり都合が悪くなった場合、翌月に2回実施すればよい。



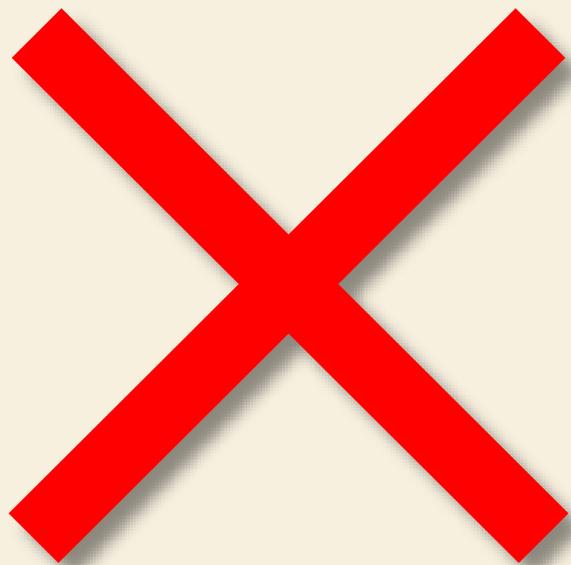
## 第3問

水害訓練を実施した場合、火災が発生する可能性は低いため、その月は消火訓練を実施しなくてもよい。



## 第4問

無期転換申込権が発生する職員から、無期転換申込を行わない旨を口頭で確認したため、契約更新時には無期転換申込機会の明示は行わなくてもよい。



終わりに



これからも安全安心な保育のために・・・

ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの  
入力・送信をもって  
終了です！  
忘れずに～！！



### 受講報告兼アンケートについて

受講報告兼アンケートは、Logoフォームでの  
回答となります。  
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出〆切：令和7年5月12日（月）必着